

個人 9

受 令和 2 年 8 月 2 5 日  
付 午前・午後 3 時 15 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 2 年 8 月 2 5 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 片渕 卓三

尾張旭市議会会議規則第 5 0 条第 1 項の規定により 9 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



<p>質 問 事 項</p> <p>No. 1-1</p>	<p>防災・減災対策について</p>
<p>要 旨</p>	<p>(1) 避難所について</p> <p>ア 避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策ガイドラインの内容について</p> <p>本市の対策ガイドラインは、6月に策定されました。愛知県よりも早く作成し公民館で運用が開始されました。スピーディーな対応に感謝申し上げます。</p> <p>ガイドラインの策定については、尾張旭市避難所運営マニュアルを補完するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐために必要な注意点や業務などを定めておりますが、その内容についてお聞かせください。</p> <p>イ 避難所開設キットについて</p> <p>大規模災害時に避難所は、その開設準備から運営までを避難者により自主的に行っていただくために、必要な資機材を誰でも分かるように一まとめにした「避難所開設キット」として、市内小中学校等の防災備蓄倉庫内に整備することについてお聞かせください。</p> <p>(2) 防災訓練について</p> <p>ア 今年度の市総合防災訓練の内容について</p> <p>イ 防災マップを活用した市総合防災訓練・地域防災訓練について</p> <p>本市の防災マップですが、地震・風水害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、避難所マップ、帰宅支援ルートマップがあります。市総合防災訓練や地域防災訓練の際に、参加者には防災マップを持参していただき訓練を始め、防災マップの正しい理解を促す取り組みが必要と考えますが、本市の考えについてお聞かせください。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

<p>質問事項</p> <p>No. 1-2</p>	<p>防災・減災対策について</p>
<p>要 旨</p>	<p>(3) 防災ガイドブックについて これから日本各地に台風が上陸する季節となります。自宅周辺にどのような自然災害が起きやすいか予測した「ハザードマップ」を活用して大雨や浸水などに備えておきたいところであります。 本市では、改訂版ハザードマップ等を掲載する予定の防災ガイドブックを年度内に作成し、全戸配布する予定であります。その内容についてお聞かせください</p> <p>(4) 防災アプリについて 他自治体において防災アプリの導入も増えてきておりますが、防災アプリの導入についてお聞かせください。</p> <p>(5) 地区防災計画の策定について 平成30年12月議会一般質問をさせていただきました。地区防災計画の策定についてであります。市民の主体的な防災活動への具体策として地区防災計画の策定が重要と考えております。地区防災計画とは、地域の特性を踏まえ、平時の防災訓練や発災時の安否確認など、住民や事業者が、各段階で自発的に取り組む防災活動をまとめたものであります。内閣府は、この計画は市区町村の地域防災計画に位置付け、公助の仕組みと連動することで実効性が高まるとして、現場の取組を支援しております。 当時の答弁では、「市としましても、地区防災計画の必要性を啓発し、理解いただくとともに、策定に当たりましては、積極的に支援などをしてまいります。」との答弁でありました。 どのような支援を行ってきたのか、お聞かせください。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	投票率の向上について
要 旨	<p>(1) コロナ禍における投票所について</p> <p>ア 投票所の対応について</p> <p>衆議院任期満了は、令和3年10月であります。いつ衆議院が解散し総選挙が行われてもおかしくありません。東京都で市区町村選管向けに感染症対策ガイドラインが策定されました。投票所での有権者同士の間隔として2メートル程度、最低でも1メートルを確保するほか、来場者へのマスク着用を呼び掛けて求めています。住民が安心して投票に参加できるよう感染対策の徹底は欠かせません。ガイドラインでは、投票所として換気を行える施設を利用することや順番待ちの列でも間隔を確保することを要請し、アルコール消毒液の設置や、投票用紙記入で使用する記載台と筆記具の消毒も求めています。本市の投票所への考え方についてお聞かせください。</p> <p>イ 期日前投票所の増設について</p> <p>本市で期日前投票ができる場所は市役所だけあります。全国的に、期日前投票が増加しており、今後の選挙においても増える傾向であり、本市も同様であります。</p> <p>以前からも一般質問で期日前投票所の拡充等の話がありましたが、拡充には至っておりません。コロナ禍をきっかけとして改革が必要と考えますが、増設についての考えをお聞かせください。</p> <p>(2) 若者の投票率の向上について</p> <p>総務省によると、国政選挙の年代別投票率は、平成29年10月に行われた第48回衆議院議員総選挙では、10歳代が40.49%、20歳代が33.85%、30歳代が44.75%となっています。(全年代を通じた投票率は53.68%)</p> <p>また、令和元年7月に行われた第25回参議院議員通常選挙では、10歳代が32.28%、20歳代が30.96%、30歳代が38.78%となっています。(全年代を通じた投票率は48.80%)</p> <p>このように、若年層全体としては、投票率はいずれの選挙でも他の年代と比べて、低い水準にとどまっていることから、総務省では、特に若年層への選挙啓発や主権者教育に取り組むとともに、関係機関等と緊密な連携を図り、投票率の向上に努めることとしています。</p> <p>ア 本市の直近の若者の投票率について</p> <p>イ 投票率アップの取組について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3	超高齢時代におけるエンディングノートの活用について
要 旨	<p>2018年6月議会で質問させていただきましたエンディングノートについてあります。</p> <p>2019年に本市独自のエンディングノートを作成していただきました。感謝申し上げます。</p> <p>人生の終末期に迎える死に備えて自身の希望などを記す「エンディングノート」。本市が市民向けにエンディングノートを作成し、どのように活用され、反響はどうであったのか？今後、高齢者支援施策の広がりを期待しての質問であります。以下、お伺いいたします。</p> <p>(1) 初回発行部数と増刷について          (2) 配布の仕方と配布先について          (3) 反響について          (4) 各機関からの問合せについて          (5) これからの展開と活用方法について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する